

各課からのお知らせ

住民票と違う場所にお住いの方へ
マイナンバー通知送付先の登録

10月以降、国民一人ひとりにマイナンバー(個人番号)の通知が、住民票の住所へ送付されますが、左記のような理由により住民票とは違う場所にお住いの場合、現在お住まいの場所(居所)を9月30日までに住民票のある市区町村に登録することにより、現在のお住まいに送付することも可能です。希望する方は、住民票のある市区町村に問い合わせください。

◆対象

・東日本震災の被災により住民票とは別の場所にお住まいの方
・ドメスティック・バイオレンス(DV)・ストーカー行為・児童虐待等の被害者の方
・方で住民票とは別の場所にお住まいの方
・長期間にわたって医療機関・施設等に入院・入所しており、住民票の住所に誰も居住していないため受け取りが難しい方

◆問合せ

本 市民生活課
☎(21)21226

◆退職後の国民年金手続き

◆届出が必要な方 20歳以上60歳未満の方で、厚生年金適用事業者等を退職した方及びその退職者に扶養されていた配偶者
◆届出の期限 退職日の翌日から14日以内
◆必要なもの 健康保険・厚生年金喪失証明書、年金手帳、印鑑、免除申請をする方は、雇用保険被保険者離職票
国民年金保険料は、月額1万5,590円です。届出をしないと、将来年金が受け取れなかったり、年金の額が少なくなってしまうこともあります。

◆問合せ先

本 保険医療課 ☎(21)21334
大 生活環境課 ☎(43)92116
藤 生活環境課 ☎(62)09033
都 生活環境課 ☎(29)11002
西 生活環境課 ☎(92)03077
岩 生活環境課 ☎(55)7762

『平成27年度臨時福祉給付金』の受付開始

9月1日から申請受付が始まります。給付金の支給対象となる可能性のある方には8月末頃に申請書が郵送されますので、受付期間内に忘れずに申請をお願いいたします。

◆支給対象者

次 の 要 件 を すべて満たす方
○平成27年1月1日現在で栃木市に住民登録がある方
○平成27年度分の市県民税(住民税)が課税されていない方
※ご自身を扶養している方が課税されている場合、生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外。
※審査の結果、支給されない場合もあります。

◆支給額

支給対象者1人につき6,000円

◆受付期間

9月1日(火)から1月29日(金)まで

◆申請方法

郵送または窓口での申請
◆申請先 市役所本庁舎3階『臨時福祉給付金受付窓口』、各総合支所健康福祉課
※支給要件に該当するの

『子育て世帯臨時特例給付金』受付中

8月3日から『子育て世帯臨時特例給付金』の申請受付が始まっています。該当すると思われる方には申請書を郵送してありますので、受付期間内に忘れずに申請をお願いいたします。

◆問合せ先

本 社会福祉課 ☎(20)7710

◆敬老祝金の支給

長年にわたり社会に貢献してきた高齢者の長寿を市民の皆様と共に祝いするため、敬老祝金を支給します。

◆対象者及び支給金額

9月1日において栃木市に引続き1年以上住所を有する方で、4月1日から平成28年3月31日までの間に、次の誕生日を迎える方
・85歳(昭和5年4月1日から昭和6年3月31日生) 1万円
・90歳(大正14年4月1日から大正15年3月31日生) 2万円
・95歳(大正9年4月1日から大正10年3月31日生) 3万円
・100歳(大正4年4月1日から大正5年3月31日生) 10万円

◆支給方法

9月から随時、対象の方に民生委員等が直接伺います。

◆問合せ先

本 高齢福祉課 ☎(21)2242
大 健康福祉課 ☎(43)9203
藤 健康福祉課 ☎(62)0904
都 健康福祉課 ☎(29)1103
西 健康福祉課 ☎(92)0310
岩 健康福祉課 ☎(55)7780

◆障害をお持ちの方へ
65歳以上の方へ
後期高齢者医療制度の利用

障害者手帳をお持ちの方および障害年金を受給している方で、左記に該当する方は、65歳の誕生日から、任意で後期高齢者医療制度を利用することができます。

◆対象者

○身体障害者手帳/1〜3級および4級の一部
☆4級の一部
・音声、言語機能の著しい障害
・両下肢のすべての指を欠く
・一下肢の下肢の2分の1以上を欠く
・一下肢の機能の著しい障害

◆必ず事前に相談を

初診日
初診日が厚生年金期間中または第3号被保険者期間中の場合の相談先は、年金事務所になります。

◆問合せ先

本 保険医療課 ☎(21)21334
大 生活環境課 ☎(43)92116
藤 生活環境課 ☎(62)09033
都 生活環境課 ☎(29)11002
西 生活環境課 ☎(92)03077
岩 生活環境課 ☎(55)7762

◆障害基礎年金の案内

病気やケガで障がいが残ったとき、障害基礎年金が支給される場合があります。

◆概要

障がいの原因となった病気やケガの『初診日が65歳未満』の方が、一定の障がいの状態になったときに支給されます。ただし、老齢基礎年金を受給している方は、障害基礎年金の請求ができない場合があります。

◆年金額(月額)

○1級障がい 97万5,100円
○2級障がい 78万100円

◆年金受給要件

初診日のある月の前々月までの被保険者期間のうち保険料の未納が3分の1以上ある場合は、障害基礎年金の請求はできません。

◆日本年金機構からのお知らせ

「年金情報流出を口実とした犯罪に注意」
日本年金機構への不正アクセス事案では、皆さんの年金情報が流出し、ご迷惑、ご心配をおかけしております。政府は、皆さんの年金を守ることを最優先に取り組みんでいます。

◆今年度の不正アクセスにより、皆さんの年金そのものがなくなったり、減ったりする

ことは、ありません。皆さんの年金記録を管理するシステムからの情報の流出や年金記録の改ざんは、確認されていません。なお、流出した基礎年金番号は、新しい番号に変更いたします。番号が変わっても、皆さんの他の年金記録は変わりません。

◆流出した情報を使い、他人がなりすますことで、私の年金が横取りされることはい

ないのですか
A 横取りにより、皆さまに年金が支払われなくなることは、ありません。年金は、ご本人に確実に支払います。年金は、ご本人名義の口座に振り込みます。流出した情報を使い、他人が年金の振込先を変更することはできません(振込先を変更するためには、金融機関の証明印やご本人の預金通帳の写しなどにより、日本年金機構がご本人の口座であることを確認します)。
Q 年金の支払いに滞りはできませんか。
A 年金の支払いが滞ることは、ありません。

◆ご自身の情報が流出しているのではなどの相談、問合せ先

日本年金機構 専用電話窓口(通話料無料)
☎0120-818211
受付時間 8時30分から21時
◆支給日の15日を過ぎても年金の支払いがない場合の問合せ先
栃木年金事務所 ☎(22)6074

◆特殊詐欺に注意

オレオレ詐欺等の特殊詐欺被害者を絶ちません。「現金を用意してほしい」という電話は「詐欺」を疑い、家族や友人等に相談しましょう。市内金融機関では特殊詐欺被害防止のため、高齢者等が高額の現金を引き出す際には、相手方を特定する「預金小切手」をお勧めするなどのお声掛けをしています。

◆問合せ先

本 交通防犯課 ☎(21)2151

◆実施機関

宇都宮地方事務局 栃木県人権擁護委員連合会

◆日時

9月7日(月)〜13日(日)
平日 8時30分〜19時
土・日曜 10時〜17時
☎0570-003110

◆問合せ先

本 人権・男女共同参画課 ☎(21)2161

◆65歳以上の方へ
スポーツ施設の個人使用料減額免除

9月より、65歳以上の市民を対象に、平日の日中利用に限り市内スポーツ施設の個人使用料を30%減額免除します。減額免除の対象とならない施設もありますので、詳しくは各施設の担当に問い合わせください。

◆問合せ先

本 河川緑地課 ☎(21)2414
本 スポーツ振興課 ☎(25)0930
各教育支所
栃木市総合運動公園 ☎(23)2523

